

令和 7 年大府市条例一覧

公布日 令和 7 年 9 月 2 9 日

- | | |
|---------|---|
| 第 3 6 号 | 大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例 |
| 第 3 7 号 | 大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 8 号 | 大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 9 号 | 大府市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 0 号 | 大府市下水道条例及び大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第36号

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例</u> <u>（設置）</u> <u>第 1 条 市民活動及びボランティア活動（以下「市民活動等」という。）</u> <u>の健全な発展を図るため、大府市民活動ボランティアセンター（以下「セ</u> <u>ンター」という。）を大府市森岡町四丁目 8 番地に設置する。</u> <u>（定義）</u> 第 2 条 略 <u>2 この条例において「ボランティア活動」とは、大府市協働のまちづく</u> <u>り推進条例第 2 条第 6 号に規定するボランティアが行う社会や地域に貢</u> <u>献することを目的とする活動をいう。ただし、同条第 2 号アからウまで</u> <u>に掲げる活動を除く。</u>	<u>大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例</u> <u>（趣旨）</u> <u>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規</u> <u>定に基づき、大府市民活動センターの設置及び管理について、必要な事</u> <u>項を定めるものとする。</u> <u>（定義）</u> 第 2 条 略 <u>（設置）</u>

改正後	改正前
(事業) <u>第3条</u> センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>市民活動等</u>に関する相談及び援助に関すること。 (2) <u>市民活動等</u>に関する情報の収集及び提供に関すること。 (3) <u>市民活動等</u>のための場の提供に関すること。 (4) <u>市民活動等</u>に関する研修及び学習の機会の提供に関すること。 (5) <u>市民活動等を行う者の相互交流の促進及び連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u> (6) その他<u>市民活動等</u>の健全な発展に必要なこと。 (入館の制限) <u>第4条</u> 略 (利用の登録) <u>第5条</u> センターの施設及び設備のうち規則で定めるもの（以下「貸出施設等」という。）を利用できる者は、市内で<u>市民活動等</u>を行う個人及び団体とする。 2・3 略 (利用の許可) <u>第6条</u> 略	<u>第3条</u> <u>市民活動の健全な発展を図るため、大府市民活動センター（以下「センター」という。）を大府市森岡町四丁目8番地に設置する。</u> (事業) <u>第4条</u> センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>市民活動</u>に関する相談及び援助に関すること。 (2) <u>市民活動</u>に関する情報の収集及び提供に関すること。 (3) <u>市民活動</u>のための場の提供に関すること。 (4) <u>市民活動</u>に関する研修及び学習の機会の提供に関すること。 (5) その他<u>市民活動</u>の健全な発展に必要なこと。 (入館の制限) <u>第5条</u> 略 (利用の登録) <u>第6条</u> センターの施設及び設備のうち規則で定めるもの（以下「貸出施設等」という。）を利用できる者は、市内で<u>市民活動</u>を行う個人及び団体とする。 2・3 略 (利用の許可) <u>第7条</u> 略

改正後	改正前
(利用の不許可) <u>第7条</u> 市長は、貸出施設等を利用しようとする者が<u>第4条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。 (利用者の義務) <u>第8条</u> 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに<u>第6条第2項</u>の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第9条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第6条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 2 略 (使用料) <u>第10条</u> 略 (損害賠償) <u>第11条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第12条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指	(利用の不許可) <u>第8条</u> 市長は、貸出施設等を利用しようとする者が<u>第5条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。 (利用者の義務) <u>第9条</u> 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに<u>第7条第2項</u>の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第10条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第7条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 2 略 (使用料) <u>第11条</u> 略 (損害賠償) <u>第12条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第13条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指

改正後	改正前
定管理者」という。)に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>第3条</u>に規定する事業の実施に関すること。 (2)～(6) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第4条</u>、<u>第6条</u>から<u>第8条</u>まで及び<u>第9条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第12条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 (指定管理者の指定の手続) <u>第13条</u> 略 (指定管理者が行う管理の基準) <u>第14条</u> 略 (委任) <u>第15条</u> 略	定管理者」という。)に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>第4条</u>に規定する事業の実施に関すること。 (2)～(6) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第5条</u>、<u>第7条</u>から<u>第9条</u>まで及び<u>第10条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第13条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 (指定管理者の指定の手続) <u>第14条</u> 略 (指定管理者が行う管理の基準) <u>第15条</u> 略 (委任) <u>第16条</u> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大府市使用料条例の一部改正)

- 2 大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）					
種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
大府市民活動ボランティアセンター及び附属設備使用料						大府市民活動センター及び附属設備使用料					
略				略		略				略	

（おおぶ文化交流の杜の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 おおぶ文化交流の杜の設置及び管理に関する条例（平成23年大府市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（事業） 第4条 文化交流の杜は、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5） 略 （6） 公民館、<u>大府市民活動ボランティアセンター</u>、大府市勤労文化会館等との連携に関すること。 （7）・（8） 略		（事業） 第4条 文化交流の杜は、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5） 略 （6） 公民館、<u>大府市民活動センター</u>、大府市勤労文化会館等との連携に関すること。 （7）・（8） 略	

大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第37号

大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年大府市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 大府市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>8 円38銭</u> を超える場合には、 <u>8 円38 銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第 5 条 大府市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>7 円73銭</u> を超える場合には、 <u>7 円73 銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
第 6 条 大府市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 3 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業と	第 6 条 大府市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 3 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業と

改正後	改正前
する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に209,523円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に1.15を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に209,523円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に1.15を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第38号

大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 3 年大府市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（療養介護等の事業に係る非常災害対策に関する基準） 第 5 条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。 2 ～ 4 略	（療養介護等の事業に係る非常災害対策に関する基準） 第 5 条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。 2 ～ 4 略

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

大府市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第39号

大府市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例

大府市農業委員会の委員等に関する条例（平成28年大府市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（農業委員の定数） 第 2 条 農業委員の定数は、 <u>10人</u> とする。 （推進委員の定数） 第 3 条 推進委員の定数は、 <u>5人</u> とする。	（農業委員の定数） 第 2 条 農業委員の定数は、 <u>13人</u> とする。 （推進委員の定数） 第 3 条 推進委員の定数は、 <u>6人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 20 日から施行する。

大府市下水道条例及び大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第40号

大府市下水道条例及び大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(大府市下水道条例の一部改正)

第 1 条 大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(排水設備指定工事店の指定) 第 8 条 排水設備等の新設等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。） は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、 行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他</u> <u>の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定によ</u> <u>り置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又</u> <u>は他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認める</u> <u>ときは、この限りでない。</u>	(排水設備指定工事店の指定) 第 8 条 排水設備等の新設等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。） は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、 行ってはならない。

(大府市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2～4 略	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施行する。 2～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。